

A-19 実践的指導力向上研修講座
(養護教諭8年目) Ⅱ期

養護教諭が行う健康相談



令和7年9月12日(金)

教育庁保健体育課
健康教育・食育チーム

湯澤 美千代

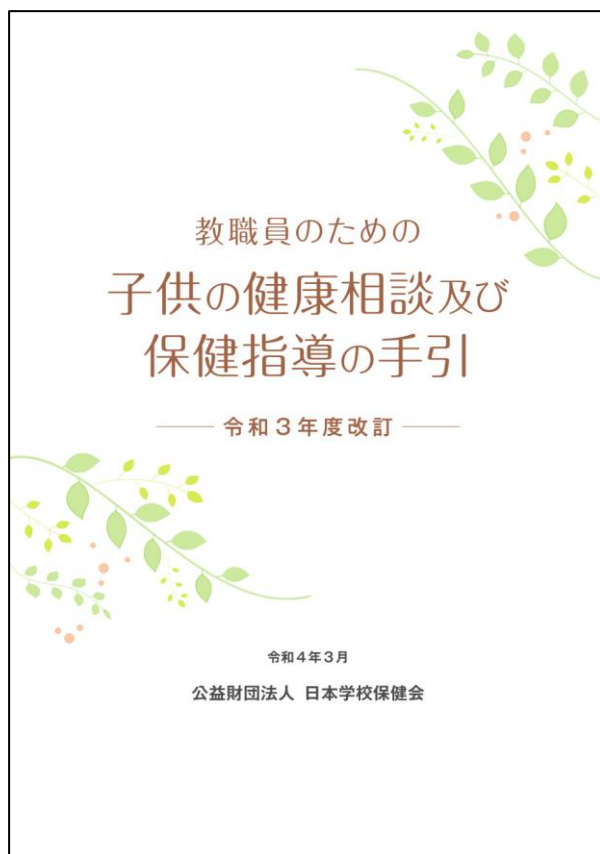
本日の内容

- 1 健康相談の重要性と法的根拠
- 2 健康相談の基本的なプロセス
- 3 学校内外の支援体制づくり
- 4 支援の進め方
- 5 基本的な相談技術及び留意点
- 6 演習（事例検討）

教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引

— 令和3年度改定 —

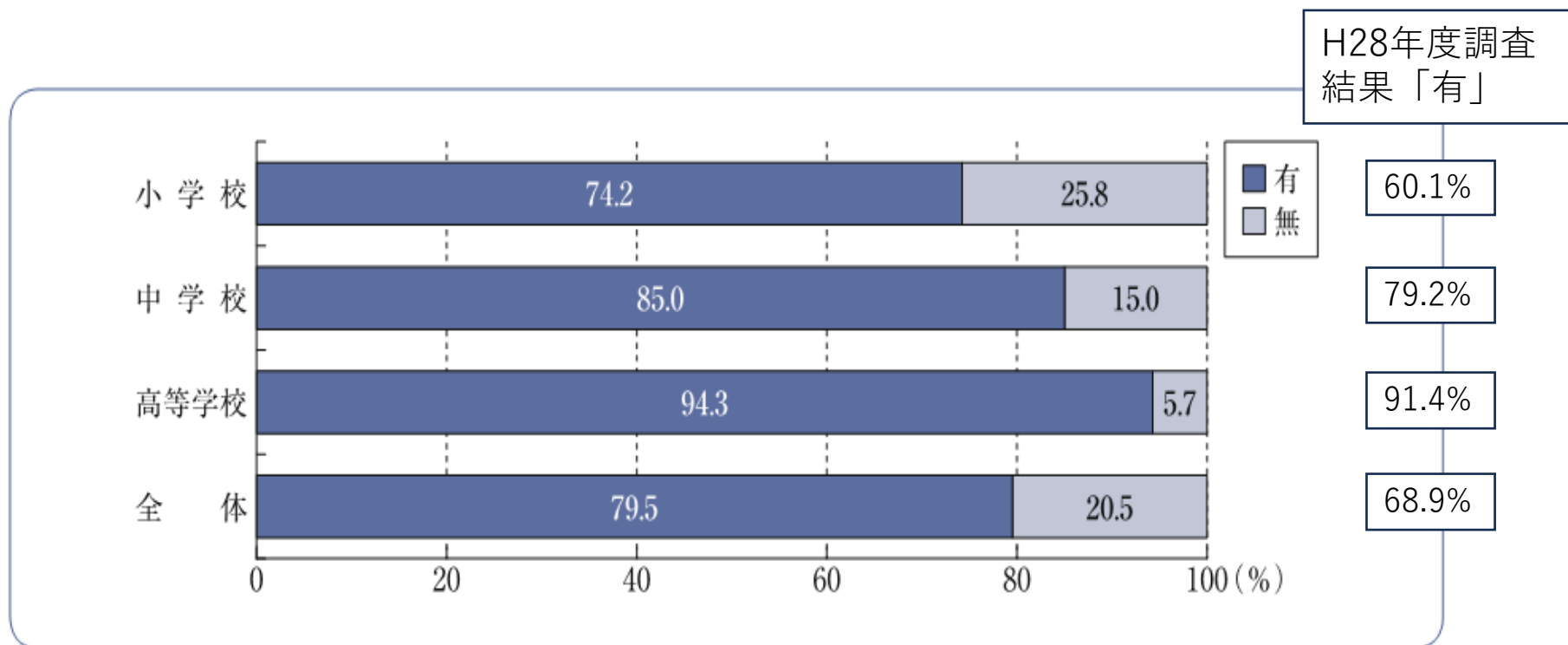
(公益財団法人日本学校保健会)



保健室利用状況に関する 調査報告書

(公益財団法人日本学校保健会)

養護教諭がかかわり、心身の健康問題のために健康相談等で継続支援した事例の有無 (令和3年10月～令和4年9月末日)



*学校種別及び全体

養護教諭がかかわり、心身の健康問題のために健康相談等で継続支援した児童生徒

(令和3年10月～令和4年9月末日)

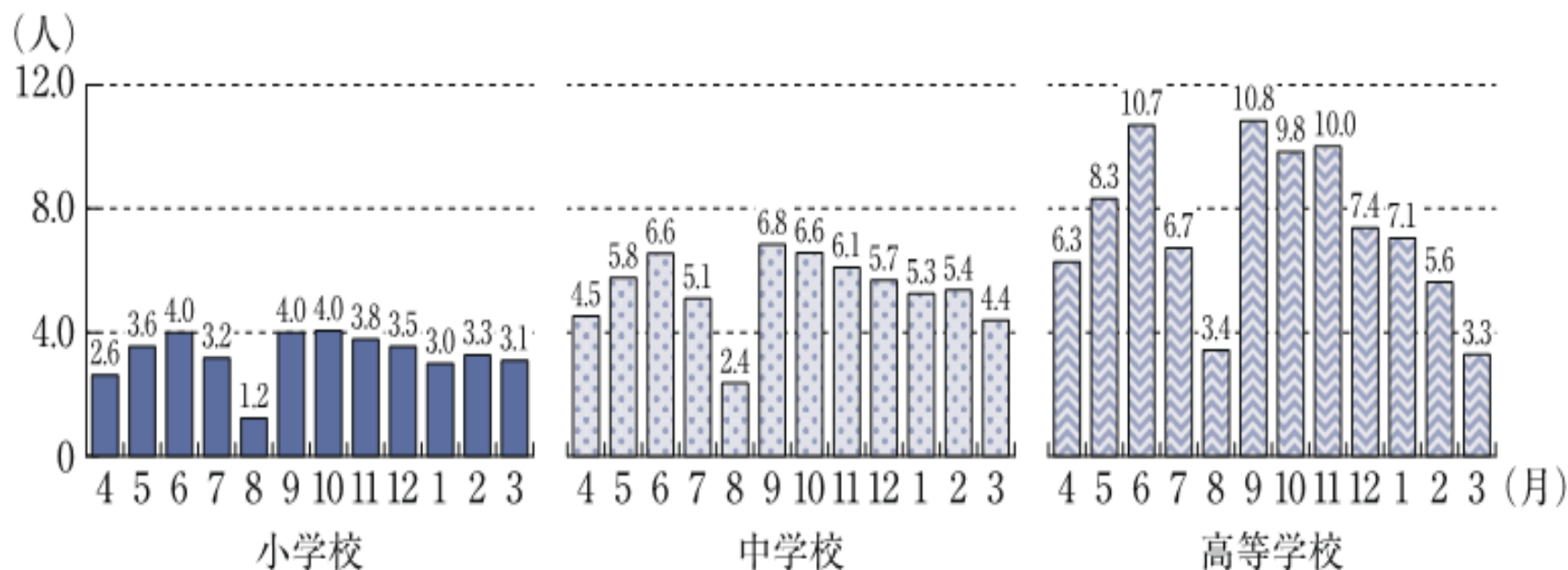
①健康相談等で継続支援した児童生徒の1年間の合計人数の1校当たりの平均(学校種別)

学校規模	学校種	小学校	中学校	高等学校
小規模校(149人以下)		24.6	31.5	45.6
小規模校(150～299人)		23.4	60.5	71.4
中規模校(300～499人)		50.8	61.0	76.5
大規模校(500人以上)		29.9	76.5	84.4
大(複数配置校)(500人以上)		43.1	96.0	114.8
全 体		33.2	57.3	84.8

＊学校種別及び全体・規模別

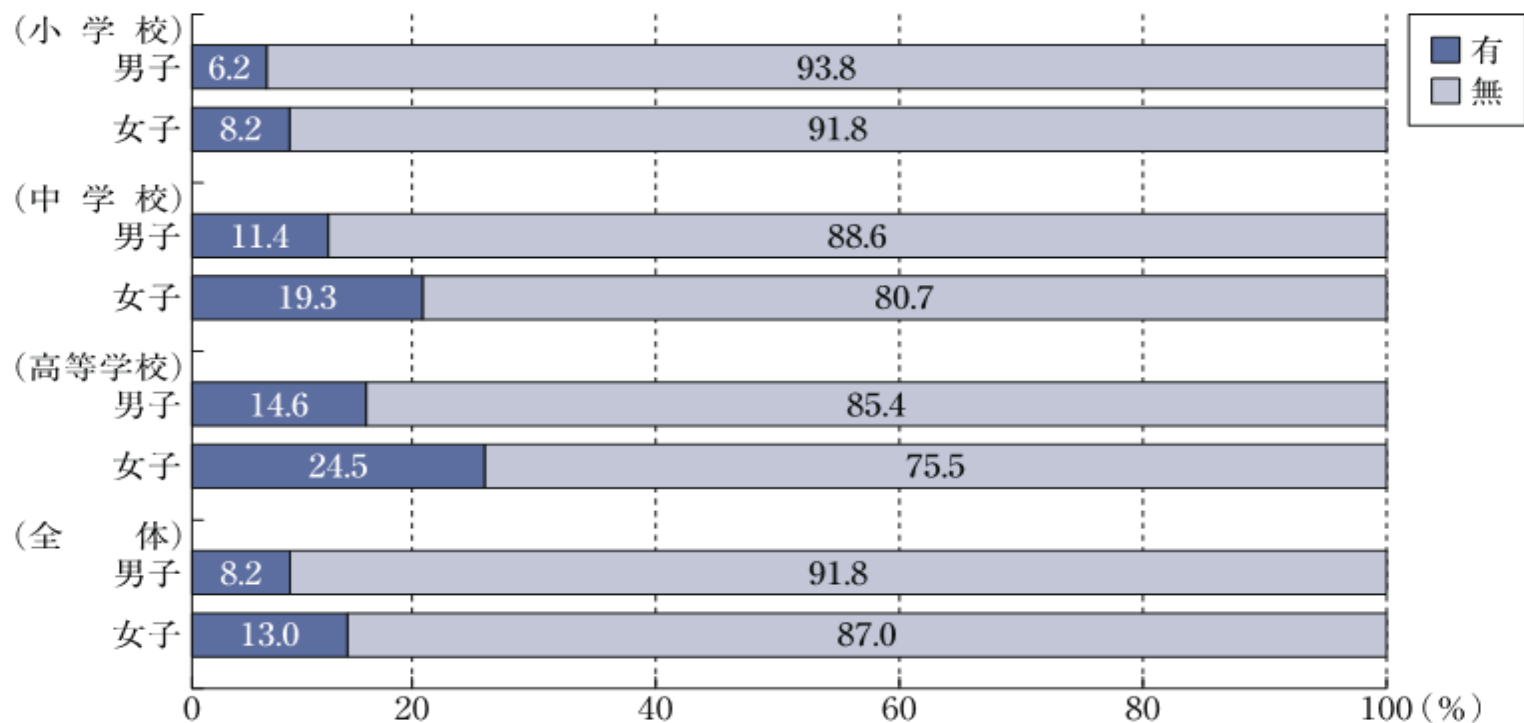
養護教諭がかかわり、心身の健康問題のために健康相談等で継続支援した児童生徒 (令和3年10月～令和4年9月末日)

②健康相談等で継続支援した児童生徒の1校当たりの月別実人数の平均（月別・学校種別）



健康相談の実施の有無（学校種別及び全体）

	小学校	中学校	高等学校	全 体
有	7.2	15.9	20.4	10.8
無	92.8	84.1	79.6	89.2



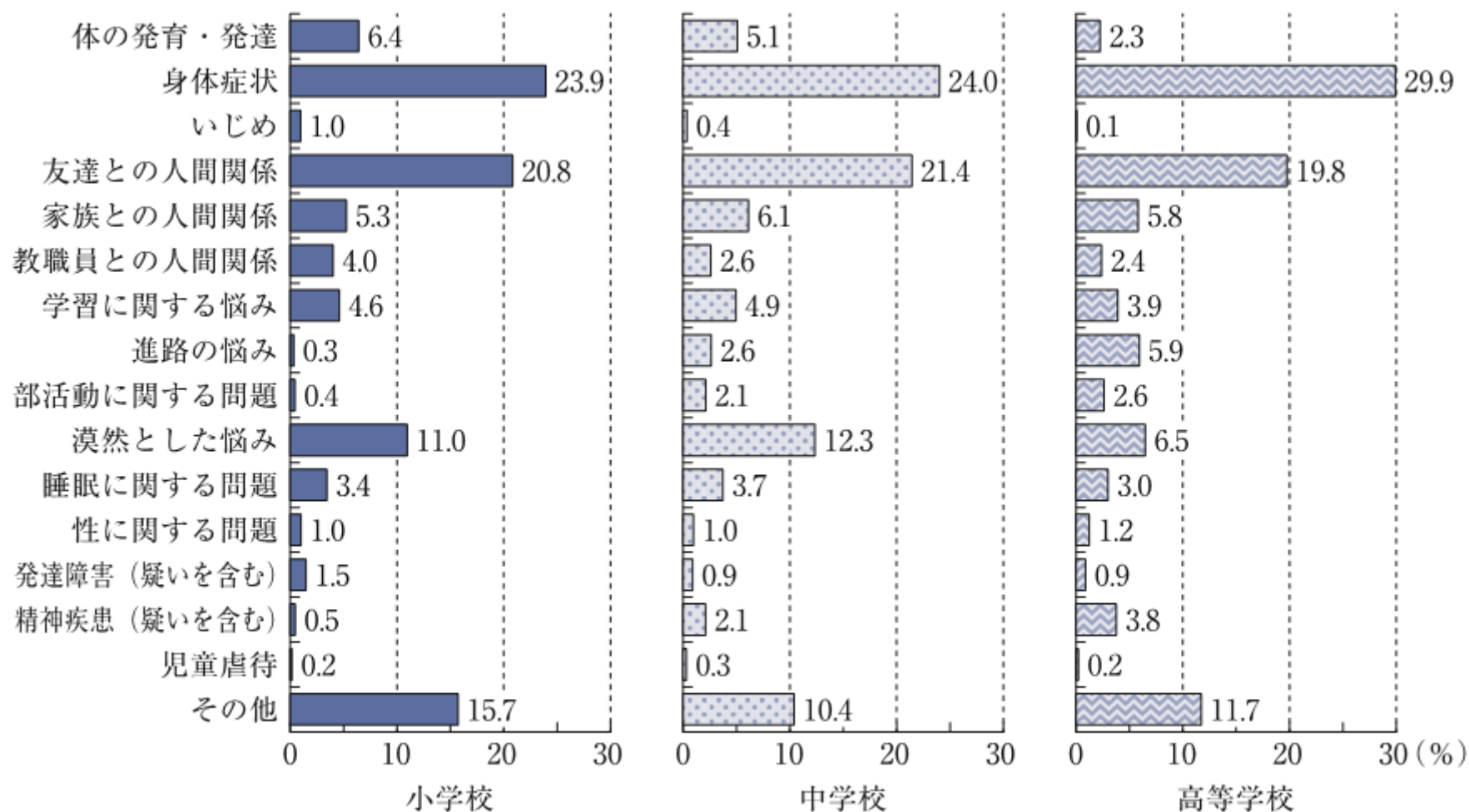
＊学校種別及び全体・性別

健康相談における主な相談内容

	小学校	中学校	高等学校	全 体
体の発育・発達	6.4	5.1	2.3	5.1
身体症状	23.9	24.0	29.9	25.2
いじめ	1.0	0.4	0.1	0.6
友達との人間関係	20.8	21.4	19.8	20.8
家族との人間関係	5.3	6.1	5.8	5.7
教職員との人間関係	4.0	2.6	2.4	3.2
学習に関する悩み	4.6	4.9	3.9	4.6
進路の悩み	0.3	2.6	5.9	2.3
部活動に関する問題	0.4	2.1	2.6	1.5
漠然とした悩み	11.0	12.3	6.5	10.6
睡眠に関する問題	3.4	3.7	3.0	3.4
性に関する問題	1.0	1.0	1.2	1.0
発達障害（疑いを含む）	1.5	0.9	0.9	1.1
精神疾患（疑いを含む）	0.5	2.1	3.8	1.7
児童虐待	0.2	0.3	0.2	0.2
その他	15.7	10.4	11.7	13.0

＊学校種別及び全体

健康相談における主な相談内容



* 学校種別

学校における健康相談と保健指導

- ・ 児童生徒の健康問題の多様化
→ 課題解決に向けて学校全体での
組織的な対応が求められている
- ・ 健康相談と保健指導は、明確に切り分けられるものではなく、**相互に関連して展開**されているもの

学校保健安全法

(昭和33年法律第56号、平成27年法律第46号最終改正)

第8条（健康相談）

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、**健康相談**を行うものとする。

第9条（保健指導）

～児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な**指導**を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な**助言**を行うものとする。

法的位置付けと改正の趣旨

学校医

学校歯科医

学校薬剤師

健康相談

養護教諭

学級担任等

学校関係者の積極的な参画が必要

学校における健康相談の目的

児童生徒等の心身の健康に関する問題について、児童生徒や保護者等に対して、関係者が連携し、相談等を通して課題の解決を図り、

ことである。

健康相談の重要性

児童生徒の心身の
健康課題が多様化

医療の支援を必要
とする事例が増加

組織的な健康相談

教育的な意義が大きい

養護教諭及び栄養教諭の専門性を 生かした職務について

養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査
研究協力者会議議論の取りまとめ（令和5年1月）

養護教諭	栄養教諭
◇保健管理 ・救急処置、健康診断、健康観察、疾病の管理・予防、学校環境衛生管理 ◇保健教育 ・各教科等における指導への参画 ◇<u>健康相談及び保健指導</u>（※） ・心身の健康課題に関する児童生徒等への健康相談 ・健康相談等を踏まえた保健指導 ◇保健室経営 ◇保健組織活動	◇食に関する指導 ・給食の時間における食に関する指導（教室での指導のほか、他の教師への資料提供、喫食状況の確認） ・各教科等における指導への参画 ・食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な相談・指導 ◇学校給食の管理 ・学校給食実施基準に基づく栄養管理（献立作成） ・学校給食衛生管理基準に基づく衛生管理（管理、分析、確認、指導・助言）

養護教諭が行う健康相談

- ・ 児童生徒等の心身の健康課題に関して 専門的な観点から行われる。
- ・ 自己解決能力を育むなど児童生徒の人間形成にも大きな役割を果たしている。
- ・ 学校における健康相談の充実を図る上で 中心的な役割が期待される。

養護教諭が行う健康相談

- 職務の特質から、**児童生徒の心身の健康課題を発見しやすい立場**
- いじめや児童虐待などの早期発見・早期対応に果たす役割
- 健康相談や保健指導の必要性や、受診の必要性の判断
- 地域の関係機関等との連携における**コーディネーターの役割**

養護教諭の職務の特質

- **全校**の児童生徒等を対象とし、**経年的**に児童生徒等の成長・発達を見る
- **保健室**は、誰でもいつでも利用でき安心して話ができる場所
- 子どもは心の問題を言葉に表すことが難しく、**身体症状**として現れやすいので、問題を早期に発見できる

養護教諭の職務の特質

- 保健室頻回来室者、不登校傾向者、非行や性に関する問題など様々な問題を抱える児童生徒等と保健室で関わる機会が多い。
- 職務の多くは、学級担任をはじめとする教職員、学校医等、保護者等との連携の下で遂行される。

健康相談の実施上の留意点

- 学校保健計画に健康相談を位置付け、**計画的に実施**する。
- 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療的見地から行う健康相談は、**事前の打合せ**を十分に行う。
- 相談の結果について養護教諭、学級担任、保護者等と**共通理解**を図り、連携して支援を進めることが必要。

健康相談の実施上の留意点

- 周知を図り、児童生徒及び保護者等が相談しやすい環境を整える。
- 相談場所は、相談者のプライバシーが守られるように十分配慮する。
- 継続的な支援が必要なものについては、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。 等

対象者の把握 (相談の必要性の判断)



課題の背景の把握



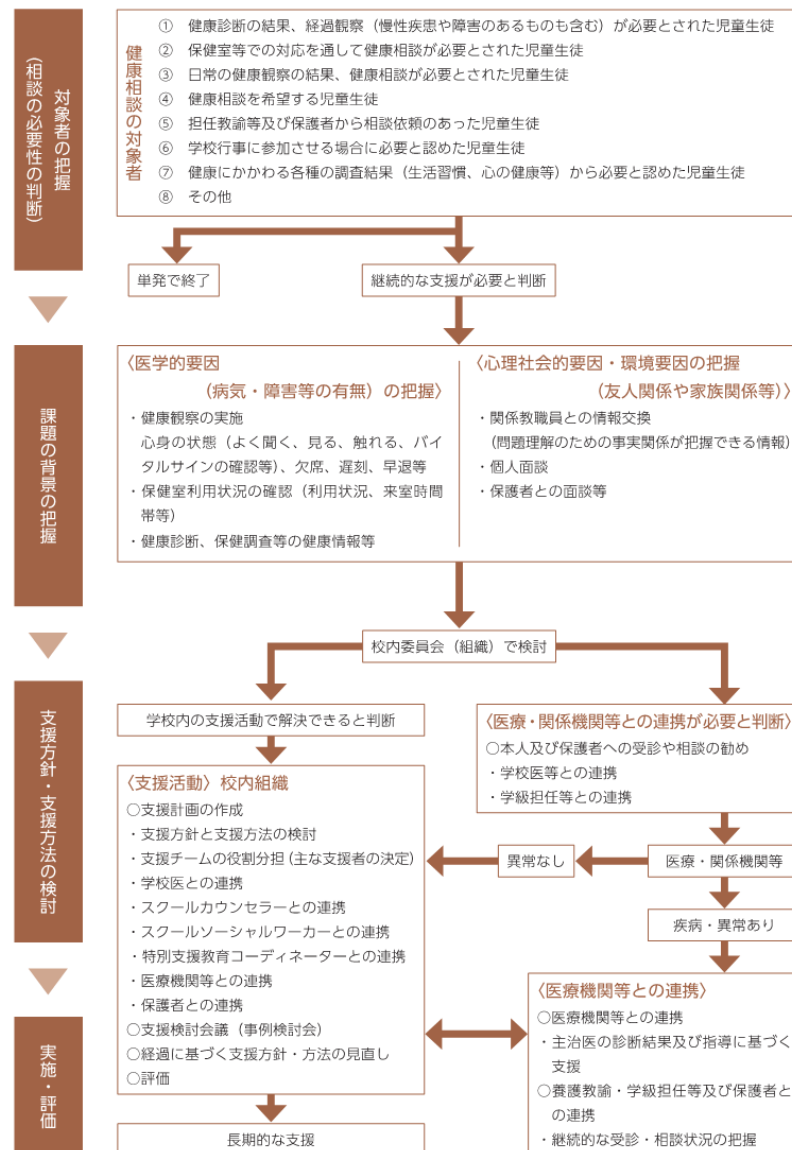
支援方針・支援方法 の検討



実施・評価

『子供の健康相談及び保健指導の
手引』P.15

図 学校における健康相談の基本的なプロセス



(1) 対象者の把握

- ① **健康診断**の結果、経過観察が必要とされた児童生徒
- ② **保健室での対応**を通して健康相談が必要とされた児童生徒
- ③ **日常の健康観察**の結果、健康相談が必要とされた児童生徒
- ④ 健康相談を**希望する**児童生徒
- ⑤ **保護者から相談依頼**のあった児童生徒
- ⑥ **学校行事に参加**させる場合に必要と認めた児童生徒 等

(2) 課題の背景の把握

<医学的要因（病気・障害等の有無）の把握>

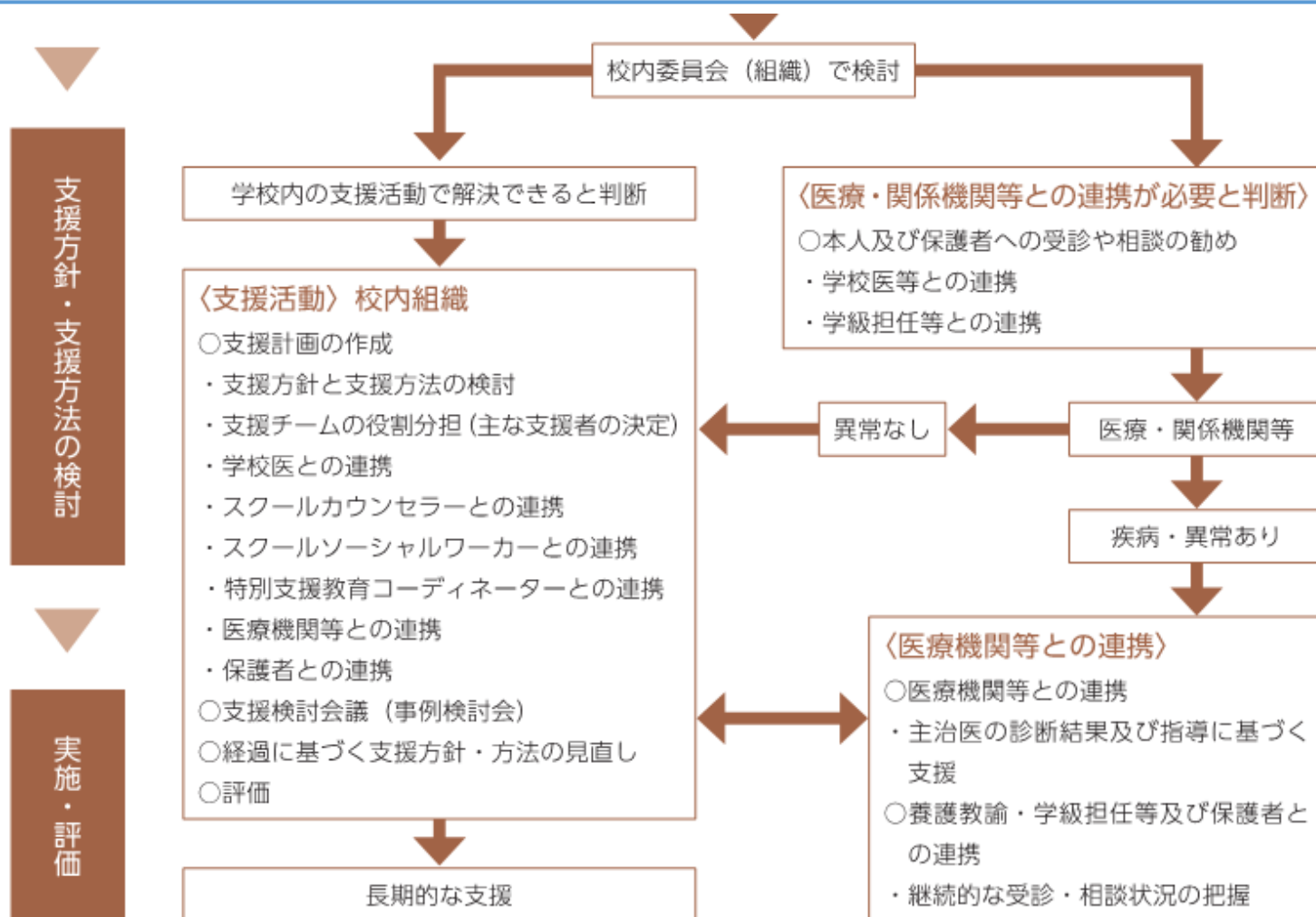
- ・ **健康観察**の実施
心身の状態（よく聞く、見る、触れる、バイタルサインの確認等）、欠席、遅刻、早退等
- ・ 保健室利用状況の確認（利用状況、来室時間帯など）
- ・ 健康診断、保健調査等の健康情報

(2) 課題の背景の把握

＜心理社会的要因・環境要因の把握
(友人関係や家族関係等)＞

- ・ **関係教職員との情報交換**
(問題解決のための事実関係が把握できる情報)
- ・ 個人面談
- ・ 保護者との面談等

(3) 支援方針・支援方法の検討 (4) 支援の実施と評価



(Ⅰ) 校内組織体制づくり

①校内組織の定例化

- ・ 校内委員会（組織） **会議の定例化**を図る

（例） 中・高等学校：校時表に位置付け
小学校：曜日を決めて実施

- ・ **機能する組織**とする

(1) 校内組織体制づくり

②組織構成：例

- ・ 校長（管理職）
- ・ 生徒指導主事
- ・ 保健主事
- ・ 教育相談担当
- ・ 学級担任
- ・ 特別支援コーディネーター
- ・ 教務主任
- ・ 進路指導主事
- ・ 養護教諭
- ・ 学年主任
- ・ S C、S S W

(Ⅰ) 校内組織体制づくり

③管理職のリーダーシップ

- ・ 管理職の健康相談に対する**理解とリーダーシップ**が重要
- ・ 管理職（校長）の会議への出席

(2) 地域の関係機関等との連携体制づくり

① 医療機関等との連携

学校保健安全法第10条(医療機関等との連携)

学校においては、救急処置、**健康相談**又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する**地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。**

(2) 地域の関係機関等との連携体制づくり

②関係機関等との連携上の留意点

ア 各機関の役割や専門性などの正しい知識を教職員が理解するとともに、連携に当たっての**方法や相談窓口**などについて、日頃から正しく把握しておく。

(2) 地域の関係機関等との連携体制づくり

②関係機関等との連携上の留意点

イ 学校は、課題解決に当たって、
はっきりとした考え方をもって専門
機関と連携していく必要がある。そ
のため、**お互いの立場を理解し合い
意見交換をしながら支援する姿勢**が
必要となる。

(2) 地域の関係機関等との連携体制づくり

②関係機関等との連携上の留意点

ウ 課題が複雑で支援が多岐にわたり、複数の機関が関わるような事例は、それぞれの機関が指導方法や指導に関する**役割分担・責任を確認**しながら実施する。

(2) 地域の関係機関等との連携体制づくり

③地域の主な関係機関とその役割(例) 『子供の健康相談及び保健指導の手引』P.17～

地域社会の主な関係機関	主な役割	主な専門職と役割
【教育関係】 教育委員会 教育センター 教育委員会所管の機関 (教育相談所、適応指導教室、特別支援学校 など)	子供の学校や家庭での様子等を聞き取り、必要に応じて各種心理検査等を実施し、総合的に判断した上で、学校・家庭での対応や配慮等の具体的支援について、相談員がアドバイスする。医療機関等との連携、訪問による行動観察、ケース会議、研修会開催なども行っている。	○指導主事 ○相談員 ○社会福祉士 ○医師 ○心理職 公認心理師・臨床心理士（心理カウンセリング、教職員・保護者への指導・助言等） ○臨床発達心理士 発達心理を専門とした心理職
【福祉関係】 児童相談所 子ども家庭支援センター (児童相談所) 要保護児童対策地域協議会	子供の虐待をはじめ専門的な技術援助及び指導を必要とする相談に応え、問題の原因がどこにあるか、どのようにしたら子供が健やかに成長するかを総合的に調査、診断、判定し、自ら又は関係機関等を活用し、その子供に最も適した援助を行っている。	○児童福祉士 児童の保護・相談 ○児童指導員 ○児童心理司判定 ○児童自立支援専門員

(1) 支援計画の作成

支援計画の内容例

- ①何を目標に（長期目標と短期目標）
- ②だれが（支援担当者や支援機関）
- ③どこで（支援場所）
- ④どのような支援を（支援方法や支援内容）
- ⑤いつまで行うか（支援機関）

*** 支援計画は、関係する教職員、関係機関に
周知し、共通理解を図ることが大切**

(2) 支援検討会議（事例検討会）

① 支援検討会議の目的

ア 児童生徒理解・問題理解を深め、よりよい支援の方法を考える。

イ 教職員間の共通理解を図り、効果的な連携を行う。

ウ 健康相談の実践力の向上を図る。

(2) 支援検討会議（事例検討会）

② 支援検討会議の進め方

ア 事例発表→質疑応答→意見交換→指導
助言

イ 司会者・記録者の役割分担。必要に応じて**助言者（SC等）**を依頼する。

ウ 司会者は、会議の**ねらいと留意点**を確認する。建設的な意見を出すよう依頼し、参加者が発言しやすい運営に心掛ける。

(2) 支援検討会議（事例検討会）

② 支援検討会議の進め方

- エ 発表者は、支援経過について説明し、**検討してほしい課題**について述べる。
- オ 解決策等について、**それぞれの立場**で意見を出し合う。
- カ 事例提供者及び参加者双方にとって有益となる会議にする。

(3) 記録

①記録の意義

健康相談では、支援の経過を記録することによって、**児童生徒の状況を見極め**、これまでの支援方針・方法が適切であったか等について**分析**することができ、より効果的な支援ができる。

(3) 記録

②記録の方法

ア 様々な様式が工夫されているが、目的に応じて負担のないようにして作成。**記憶の新しいうちにメモしておくことが大切。**

イ 支援検討会議の際は、児童生徒の指導経過を確認し、効果的な支援を行うことができるよう**各学校の実情に応じて、記録用紙を作成すると良い。**

(4) 評価

- 支援計画で設定した長期的、短期的な支援目標の達成状況や支援方法について、学期末や学年末に**総括的評価**を行う。
- 総合的評価から目標達成に困難が予想される場合には、組織による**支援の在り方**を**見直し**て、再度支援計画を作成する。

(1) 相談に当たっての基礎事項

- ① 受容的で温かい雰囲気作り
- ② 相談時間は50分を上限とし、長時間にならないように心掛けることが基本であるが、児童生徒の状況に合わせて柔軟に対応する。

(Ⅰ) 相談に当たっての基礎事項

- ③相談者の気持ちを受け止め、相手の話をよく聴こうとすること。**先入観にとらわれないようにし、相談者の立場に立って話を聴く姿勢。**
- ④相談者の説明や気持ちを確認しながら話を進める。

(Ⅰ) 相談に当たっての基礎事項

- ⑤相談者の話を受容的に聞くだけでなく、問題解決に向けた**情報収集**のための質問をしたり、教員の意見や助言を伝えたりする。

(2) 相談に当たっての留意点

- ① 児童生徒や保護者との良好な**信頼関係**を築くことが大切。
- ② 一緒にどうしたらよいかを考えていくことが大切なので、**指導が強くないように**十分留意する。

(2) 相談に当たっての留意点

- ③ **守秘義務**について相談者に伝える。
- ④ 発達障害のある児童生徒の場合、
えん曲な質問や曖昧な言い方を避け、
児童生徒の状況のみならず、
特性に合った相談を行う。

(3) 保護者との相談におけるポイント

- ① 児童生徒の健康課題の理解には、保護者との連携が不可欠である。日頃から保護者と連絡を取り合い、信頼関係を築いておくことが大切である。

(3) 保護者との相談におけるポイント

- ②保護者と教職員、お互いにできることには限界があることを自覚するとともに、学校と家庭が**お互いの立場を尊重**し、協力することで支援の輪が大きく広がることを理解しておく。

(3) 保護者との相談におけるポイント

- ③ 児童生徒は、学校と家庭での様子が異なる場合があることを認識する。
- ④ 保護者は児童生徒の課題をどう理解し、どのようにしたいと願っているのかをくみ取り、**保護者の気持ちに寄り添い、保護者とともに歩もうとする姿勢**を示すことが大切である。

(3) 保護者との相談における ポイント

- ⑤保護者との相談や訪問による相談
の場合には、お互いに無理のない
時間帯や相談時間を考慮する。

演 習

事例について、課題解決に向けた支援方針や支援方法を考えましょう。



支援検討会議（事例検討）

- ①何を目標に（長期目標と短期目標）
- ②だれが（支援担当者や支援機関）
- ③どこで（支援場所）
- ④どのような支援を（支援方法や支援内容）
- ⑤いつまで行うか（支援期間）

***必要な支援を検討して、①～⑤に整理してみましよう**

秋田県教職キャリア指標

第3ステージ (目安:11年目～)	① ◇教育活動全体を通じた系統的・組織的なふりかえりと教育やキャリア教育の推進と充実 ◇体験的な活動の充実に向けた校種間連携と地域連携の推進と充実
実践的指導力充実期 中堅教員としての自覚をもち、積極的に学校経営に参画するとともに、主任等の分掌に必要な役割・職務に関して理解を深め、組織マネジメント能力を身に付ける 【推進と充実】	② ◇「問い」を発する力を育成するための教育活動全体を見通した組織的な取組の推進と充実 ◇「問い」を発する力を育成し質を高めるための言語活動の推進と充実及び言語環境の整備と充実 ③ ◇学校教育目標の達成や学校保健の課題解決に向けた組織体制の推進と適切な指導・助言 ④ ◇一貫した支援や適切な指導に向けた、個別の教育支援計画(合理的配慮を含む)及び個別の指導計画の活用推進と適切な指導・助言

① ◇学校保健計画・保健室経営計画に基づいた運営 ◇学校保健・保健室経営の多面的な評価と改善 ◇家庭や関係機関との連携に関するマネジメント	① ◇児童生徒一人一人の課題に対する指導・支援に係る校内組織等のマネジメント	① ◇各種情報の積極的な提供と校内外の関係者との連携・協働 ◇計画的・効果的な保健管理の実践と評価
② ◇学校経営方針に対する建設的な具申	② ◇児童生徒同士のコミュニケーションの促進を通じたより望ましい集団づくり	② ◇児童生徒の健康課題解決を目指した指導計画の立案 ◇早期発見・早期対応に向けた心身の健康課題の把握 ◇コーディネーター的な役割を果たした校内外の支援体制の充実
③ ◇内外環境の把握・改善と学校の特色づくり	③ ◇家庭や地域等との積極的な連携・協働を生かした生徒指導	③ ◇教職員、保護者及び地域の関係機関への保健室経営計画の周知 ◇課題解決型保健室経営の組織的な実践と評価、改善
④ ◇危機管理マネジメントの実行と評価	④ ◇特別な支援を必要とする児童生徒への組織的な支援と、関係機関との連携	④ ◇児童生徒の健康課題解決に向けた体制づくりの推進 ◇学校保健マネジメントの実行と評価
⑤ ◇他校種との接続を踏まえた各種連携の工夫 ◇情報教育の体系的なアプローチ		

- ◇早期発見・早期対応に向けて、心身の健康課題の把握に努めている。
- ◇コーディネーター的な役割を果たし、校内外の支援体制の充実に努めている。

養護教諭には・・・

児童生徒の心身の健康課題は、複雑化・多様化しており、身体的な不調の背景には様々な要因がある。課題の解決に向けては、医療機関等の関係機関との連携を必要とすることもあり、養護教諭には全校的な推進体制の中核として、連携をコーディネートすることが求められる。

お疲れさまでした！

養護教諭が健康でないと、子どもたちの健康・安全は守れません。

お互いに健康に留意して、
頑張りましょう！

